

埼玉県令和8年度訪問介護等サービス提供体制確保支援事業（令和8年7月1日時点）

質問NO.	質問	国からの回答
1	事業内容(1)ア研修体制構築支援について、職員が研修を受けることによって発生する人件費(パート職員は時給制となっており、研修を受けさせることにより、訪問介護サービス提供外での時給が発生)は対象となるか。	補助対象となる。
2	事業内容(2)イ介護人材・利用者確保のための広報活動に関する支援について、事業所周辺の民家に対しポスティングを行う際の自転車(電動自転車含む)の購入費は対象となるか。また、原動機付き自転車の購入費は対象となるか。ポスティングを委託する場合の委託費についても対象となるか。	自転車(電動自転車含む)及び原動機付き自転車の購入費は対象外となる。 また、ポスティングに係る委託費は補助対象となる。
3	事業内容(2)イ介護人材・利用者確保のための広報活動に関する支援について、地域巡回バス等の路線バスや鉄道への広告掲載費や市等が作成する広報誌や新聞折り込み広告等への広告掲載費も含まれるか。	補助対象となる。
4	事業内容(2)イ介護人材・利用者確保のための広報活動に関する支援について、求職サイトにおける求人広告の掲載費用も含まれるか。 また、実際に人材が紹介されたり派遣されたりする際に発生する費用(紹介料等)も含めてよいか。	どちらも補助対象となる。
5	事業内容(1)ア研修体制構築支援について、事業所内で研修を行うための環境整備としてのノートパソコンやプロジェクター、スクリーン等は補助対象となるか。	補助対象となる。
6	事業内容(2)イ介護人材・利用者確保のための広報活動に関する支援について、ホームページの改修のほかに、SNS等での広報活動に係るコンサルタント委託費等も補助対象となるか。	補助対象となる。
7	事業内容(2)イ介護人材・利用者確保のための広報活動に関する支援について、SNS等を運用するための環境整備としてPCやマウスの購入は対象経費か？	補助対象となる。
8	事業内容(2)イ介護人材・利用者確保のための広報活動に関する支援について、事業所敷地内にある看板(事業所名や電話番号等が記載されているもの)の改修費用も補助対象経費となるか。	補助対象となる。
9	事業内容(2)イ介護人材・利用者確保のための広報活動に関する支援について、他の事業所(デイサービスや居宅介護支援事業所等)の案内もチラシやパンフレットに含めて記載している。按分にて補助申請すべきか。	補助対象サービスについての案内に、法人紹介として他サービスを追記している場合には全額補助対象となる。 しかし、補助対象サービスと他サービスの案内がチラシやパンフレット内で同じ割合で行われている場合には、按分により申請すること。

10	事業内容(2)イ介護人材・利用者確保のための広報活動に関する支援について、合同説明会等でブース設けた際に、事業所名の入った椅子カバーやのぼり等を設置するが、これらの作成費も広報活動に関する費用として補助対象となるか。	対象となる。
11	事業内容(1)ア研修体制構築支援について、eラーニングの受講費は年額でも問題ないか。 (2月以降を除いて按分すればよいのか) 事業内容(2)エ介護人材・利用者確保のための広報活動に関する支援における、求人サイトへの掲載費用等も同じ考え方でよいか。	年額の場合には、2月以降を除いて按分しての申請となる。 求人サイトへの掲載も同様の取り扱い。
12	事業内容(2)ア登録ヘルパー等の常勤化の促進の支援について、給与に差はないが賞与に差がある場合、その差額は対象になるか。対象となる場合、差額が30万円だとすると1月10万円×3月と分割して申請することは可能か。	賞与の差額も対象となる。 また、差額が30万円だとすると1月10万円×3月と分割して申請することも可能。
13	事業内容(1)イ経験年数が短いホームヘルパー等への同行支援について、複数の訪問介護事業所を運営している法人において、A事業所に所属している経験年数が短いホームヘルパーに対し、B事業所に所属しているベテランヘルパーを派遣し同行支援した場合、補助対象となるか。 また、補助対象となる場合、補助の申請できる事業所としては派遣したベテランヘルパーに対する経費等を支払う事業所(派遣元・先を一概に問わない)として問題ないか。	他事業所に同行を依頼した場合であっても、補助対象になる。 申請については、原則として同行支援を受けるヘルパーが勤務する事業所(例だとA事業所)が行い、派遣元の事業所(例だとB事業所)に対して同行に係る費用を支払うことを想定している。
14	事業(1)イ経験年数が短いホームヘルパー等への同行支援について、「経験年数が短い」とは具体的にどの程度の期間をいうか。	基本的には訪問業務に従事した期間が1年未満である者を想定しているが、実際の訪問業務に従事する頻度や長期にわたって従事していなかった等の事情を勘案して、柔軟な運用も可能。